

広島県告示第532号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成27年9月3日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	廿日市市下平良一丁目11-1 廿日市市長 眞野 勝弘
工場又は事業場の所在地及び名称	廿日市市吉和132 吉和魅惑の里

2 申請の内容

66-3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設2基を廃止し、66-3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設2基を設置する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 66-3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設2基 廃止

(その2) 新設

種	類	66-3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (女子浴場)	66-3-ハ 旅館業の用に供する入浴施設 (男子浴場)
能	力	22人	22人
工期等	工事着手予定年月日	平成27年10月1日	平成27年10月1日
	工事完成予定年月日	平成28年3月31日	平成28年3月31日
	使用開始予定年月日	平成28年4月1日	平成28年4月1日

使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		7時から23時 連続16時間 (季節的変動なし)		7時から23時 連続16時間 (季節的変動なし)	
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大
排出される 汚水等の状 態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	120	130	120	130
	化学的酸素要求量		110	120	110	120
	浮遊物質		80	100	80	100
	窒素含有量		30	50	30	50
	リン含有量		5	8	5	8
	大腸菌群数	(単位: 個/cm ³)	20,000	30,000	20,000	30,000
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		4	5	4	5	
汚水等の排出先		污水处理施設		污水处理施設		

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成27年9月3日から平成27年9月24日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境政策課